

建設業法による変更届等の手引

(事業年度終了届編)

事業年度終了届の提出の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業法に基づく事業年度終了届の届出の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

- ※ 平成25年4月1日に様式が改正されました。(改正された様式は、第17号、第17号の2)平成24年4月1日以後に開始した事業年度については、新しい様式を使用してください。平成24年4月1日より前に開始した事業年度については、新様式、旧様式どちらでも提出可能です。
- ※ 平成28年11月1日より、法人番号の記入欄が追加されました。法人番号の記載された書類を初めて提出する方は、法人番号指定通知書の写しまたは「法人番号公表サイト」において申請者の法人番号が表示された画面を印刷したものを窓口にて提示してください。

平成29年4月

愛知県建設部 建設業不動産課
<http://www.pref.aichi.jp/ken-fu/>

提出先、問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

なお、国土交通大臣許可については、愛知県は形式審査（申請書類等の有無の確認）のみを行い、内容審査は国土交通省中部地方整備局が行います。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572

<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
大臣許可	県下全域 (なお、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域は東三河建設事務所へ、新城市及び北設楽郡の区域は新城設楽建設事務所へ提出することができます。)	県庁（自治センター2階） 建設部建設業不動産課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	
知事許可	名古屋市の区域		052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎5階） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎6階） 〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎6階） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312

事業年度終了届について

事業年度終了届は、毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出してください。

(根拠法令:建設業法第11条第2項)

提出部数 : 正本1部 及び 副本1部の計2部(副本は写し可、ただし、印影の写しは不可)

事業年度終了届 添付書類

		個人 事業主	法人	記載例	
表紙		○	○	2ページ	
工事経歴書 ※	2号	○	○	経営事項審査を 申請しない場合	3ページ
				経営事項審査を 申請する場合	4～8ページ
直前3年の工事施工金額	3号	○	○	9ページ	
貸借対照表	15号		○	10～12ページ	
	18号	○		19, 20ページ	
損益計算書	16号		○	13, 14ページ	
	19号	○		21ページ	
株主資本等変動計算書	17号		○	15ページ	
注記表	17号の2		○	16～18ページ	
事業税納税証明書 (納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書)	県税事務所 発行のもの	○	○		
事業報告書(写し可)	任意様式		株		
附属明細表	17号の3		△	建設業法許可申請の手引 (申請記載例編)参照	
使用人数	4号	変更があれば 添付すること		建設業法許可申請の手引 (申請記載例編)参照	
定款又は議事録					

※ 「工事経歴書」に記載を要する完成工事の範囲については、経営事項審査を受ける方と受けない方では異なるので必要な範囲を記載してください(4～8ページ参照)。

株 : 株式会社のみ添付

△ : 株式会社で、資本金が1億円を超えるもしくは直前の貸借対照表の負債合計が200億円を超える場合のみ添付
金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、
有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

事業年度終了届出書の記載例

**事業年度経過後
4ヶ月以内に提出**

事業年度終了届出書

不要の文字を消します。

届出書提出時点で有効な許可を受けている業種を書きます。廃業した業種は記載しません。

主たる営業所の所在地を記載します。

届出書提出時点の内容を記載します。

個人事業の方は記入しません。

経営事項審査を申請する方は、欄内に「○」を付し、提出窓口にその旨申し出て下さい。

「○」を付さない場合職員は、経営事項審査申請についての意思確認を行いませんのでご注意ください。

平成 29 年 5 月 11 日

国土交通大臣 許可 (般 - 24) 第 12345 号
愛知県知事

土木 工事業 平成 24 年 12 月 3 日 許可
とび・土工 工事業 平成 26 年 1 月 13 日 許可

中部地方整備局 殿
愛知県知事

〒 460 - 0001

所在地 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

商号又は名称 (株) 愛知工務店

代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

法人番号 1000020230006

事業年度 (第 19 期・平成 28 年 2 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで) が終了したので、別添のとおり関係書類を提出します。

許可番号を記入します。有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。許可の更新手続きの完了直後に事業年度終了届出書を提出する場合は、新しい許可年月日が到来していない場合は、従前の許可年月日を記入します。

届出者が法人の場合は代表者印を押印し、個人の場合は個人印を押印します。印鑑証明の提示が必要となる場合があります。

経営事項審査を申請する

決算の期及び期間を記入します。

個人の方の期間は、1月1日から12月31日までです。個人の方は、決算の「第 期」は記入しません。

記載要領
「国土交通大臣」「般」「中部地方整備局長」「愛知県知事」、「特」及び「愛知県知事」については、不要なものを消すこと。
経営規模等評価申請を予定する方は、「経営事項審査を申請する」欄に「○」を付してください。

工事経歴書(経営事項審査申請をされる方は記載方法が異なります。4～7ページ及び「経営事項審査申請等の手引」を参考に記載してください。)

1. 工事は、申請する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を書きます。また、その次に申請をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を続けて書きます。
2. 年間完成工事高（保守点検や維持管理業務（例、樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しない）の60%を超えるまで、又は、10件までのどちらか少ない件数を請負金額の大きい順に書きます。
3. 工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を書きます。

ただし、政令指定都市については区まで記載します（名古屋市の場合は、県名の記載を省略できます。）

該当するものに丸を付します。決算書の会計処理にあわせず。税抜会計の場合は、税抜の金額を記入します。

届出書提出時点で有効な許可を受けている建設工事の種類を書きます。種類がいくつかある場合は、各々別用紙に書きます。許可を受けている建設工事以外の建設工事について実績がある場合は、「その他」と書きます。

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

元請とは施主から直接受注したもので、下請とは他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものをいいます。

共同企業体（JV）として行った工事についてはJVと書きます。

それぞれの完成工事について、着手月において許可を有していた業種の場合は、配置技術者（建設業法第26条により置かれた主任技術者または監理技術者）の氏名を記載します。

途中で技術者の交代があった場合は、それぞれの氏名を記載します。

また、該当する技術者の欄に「レ」を付します。

なお②主な未成工事については、記載不要です。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

工事経歴書

(建設工事の種類)		とび・土工・コンクリート		工事		(税込・税抜)		請負代金の額		工期	
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 うち、 法面処理 (鋼橋上部)	請負代金の額	着工年月	完成又は完成予定年月	
愛三建築(株)	下請		栄ビル新築工事の内 くい打工事	名古屋市 中区	愛知太郎	レ		(515,000) 1,000,000 千円	平成 26 年 1 月	平成 29 年 1 月	
(株)上田工業	元請		(株)上田工業本社工場フェンス 設置工事	〃	名古屋三郎	レ		13,600 千円	平成 28 年 10 月	平成 28 年 12 月	
豊田建設(株)	下請		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	岐阜県 岐阜市	一宮二郎	レ		11,000 千円	平成 28 年 2 月	平成 28 年 3 月	
知多土建(株)	〃		豊橋川改修工事の内掘削工事	名古屋市 中村区	半田五郎	レ		10,000 千円	平成 28 年 7 月	平成 28 年 11 月	
愛三建築(株)	〃		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	〃	岡崎三男	レ		9,000 千円	平成 28 年 10 月	平成 29 年 1 月	
尾張建設(株)	〃		C邸改築工事の内 足場仮設工事	〃	海部次郎	レ		8,000 千円	平成 28 年 3 月	平成 28 年 5 月	
A	元請		仙台ストア駐車場止め設置工事	〃	知立六郎	レ		7,000 千円	平成 28 年 11 月	平成 28 年 12 月	
四国産業(有)	下請		一般国道99号線道路新設工事 の内法面処理工事	〃	豊橋七男 新城八朗	レ	6,000 千円	6,000 千円	平成 28 年 2 月	平成 28 年 3 月	
(株)九州道路	〃		一般国道100号線道路改良 工事の内はつり工事	愛知県 一宮市	尾張久	レ	5,000 千円	千円	平成 28 年 11 月	平成 28 年 12 月	
静岡県	〃		一般県道1号線交通安全施設工 事(防護柵設置工事)	静岡県浜松市 南区ほか	三の丸	レ	4,000 千円	千円	平成 28 年 2 月	平成 28 年 2 月	
四国産業(有)	下請		うどん讃岐店舗新築工事の内 基礎工事	三重県 津市			14,500 千円	千円	平成 29 年 1 月	平成 29 年 3 月	
B	元請		B邸玄関コンクリート工事	名古屋市 中村区			10,000 千円	千円	平成 28 年 12 月	平成 29 年 2 月	
							千円	千円	平成 年 月	平成 年 月	

着工年月は契約書の着工日ではなく、実際に工事に着手したときを書きます。完成年月は引渡したときを書きます。

請負代金の額を千円単位で書きます。この請負代金については、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記します。

土一工式工事についてプレストレストコンクリート工事があるときは、「PC」に○を付け、各工事ごとに該当する請負代金の額を書きます。とび・土工・コンクリート工事については法面処理工事があるときは、「法面処理」に○を付け、各工事ごとに該当する請負代金の額を書きます。鋼橋上部工事については鋼橋上部工事があるときは、「鋼橋上部」に○を付け、各工事ごとに該当する請負代金の額を書きます。

工事現場が複数の市区町村の場合は、「主な現場名ほか」と書きます。

甲型JVの場合は、請負代金の額に出資割合を乗じて得た額を、乙型JVの場合は、運営委員会で定めた分担工事額を記載します。

「注文者」及び「工事名」は、その内容により個人の氏名が特定されないように記載します。

契約書等から施工箇所と工事内容がわかるように具体的に記載します。建設工事の種類が特定できるように記載します。

例 交通安全施設工事だけではなく、区画線の設置の場合は（区画線設置工事）と追記して建設工事の種類は「塗装工事」となります。防護柵の設置の場合は（防護柵設置工事）と追記して建設工事の種類は「とび・土工・コンクリート工事」となります。

このページに記載した①完成工事の件数及び請負代金の額の合計を書きます。

業種ごとの最終ページにのみ、その業種の完成工事の全件数及び請負代金の額の合計を書きます。

小計	10 件	588,600 千円	6,000 千円	うち 元請工事 20,600 千円
合計	200 件	980,630 千円	7,000 千円	うち 元請工事 35,000 千円

解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事の許可を受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその他工事として取り扱います。

「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を書きます。

経営事項審査申請を申請される方の工事経歴書の記載要領・注意事項

鋼構造物工事の完成工事高全体 400,000千円	
鋼構造物工事の元請 300,000千円	鋼構造物工事の下請 100,000千円
①	②

- ① 元請の完成工事について、請負代金の額の大きい順に、
 a:元請工事の全体額の70%以上になるように記載
 b:「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「軽微な工事」を10件記載
 aかbのどちらかを満たすように記載しなければなりません。

今回の例の場合、元請の完成工事高が300,000千円なので、
 $300,000千円 \times 70\% = 210,000千円$ より、
 210,000千円以上になるまで元請完成工事を記載するか、
 「軽微な工事」以外の元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」に該当する元請工事を10件記載するか
 のどちらかになります。
 なお、左ページの記載例では、222,000千円分を記載しています。

- ② 次に、①に続けて、下請工事と、①で記載しなかった元請工事(上の図の②に相当する部分)について、請負代金の大きい順に、

- a:完成工事高全体の70%以上になるように記載
 b:「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「軽微な工事」を10件記載
 aかbのどちらかを満たすように記載しなければなりません。

左ページの記載例の場合、鋼構造物工事全体の完成工事高が400,000千円なので、
 $400,000千円 \times 70\% = 280,000千円$
 また、①で222,000千円分記載しているので、
 $280,000千円 - 222,000千円 = 58,000千円$
 したがって、下請工事と、①で記載しなかった元請工事を、金額の大きい順に58,000千円以上になるまで記載するか、
 「軽微な工事」以外の下請工事と①で記載しなかった元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」を①で記載した「軽微な工事」とあわせて10件になるように記載するかどちらかになります。
 (例えば、①で「軽微な工事」を4件記入していた場合、②では「軽微な工事」を6件記載すれば良いということです。)

- ③ 次に、②に続けて、主な未成工事を、請負代金の額の大きい順に記載します。

以上のルールにしたがって、建設業許可を受けている業種それぞれについて(※)、様式第二号を作成してください。
 (※ 事業年度終了届出書に添付する工事経歴書ではなく、直接経審の申請書に工事経歴書の添付が必要となる場合は、経審を受審する業種についてのみ作成してください。)

なお、「軽微な工事」とは、

- ・「建築一式工事」の場合は、
 a:1件の請負代金が消費税込で1,500万円未満の工事 (税抜き(8%)に換算すると約13,888千円未満の工事)
 b:請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150平方メートル未満の工事
 aかbのどちらかに該当する工事が「軽微な工事」です。
- ・「建築一式工事」以外の建設工事の場合は、
 1件の請負代金が消費税込で500万円未満の工事 (税抜き(8%)に換算すると約4,629千円未満の工事)
 が「軽微な工事」です。

経営事項審査を受審する方につきましては、免税事業者を除いて消費税抜きで記載していただきますので、
 税抜き換算の額に注意して、工事経歴書を作成してください。

(◎なお、ここで「消費税」としているのは、「消費税及び地方消費税」を指します。)

経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について(補足説明)

事例1 元請工事で70%、全体工事で70%に達した場合 (なお、5ページの工事経歴書記載例とは連動しておりませんのでご注意ください。以下同じ。)

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	100,000	下①	60,000
元②	50,000	下②	40,000
元③	25,000	下③	30,000
元④	10,000	下④	20,000
元⑤	7,000	下⑤	15,000
元⑥	5,000	下⑥	12,000
元⑦	3,000	下⑦	11,000
		下⑧	9,000
		下⑨	6,500
		下⑩	5,500
		下⑪	4,000
		下⑫	2,500
		下⑬	2,000
		下⑭	1,500
		下⑮	1,000
小計	200,000	小計	220,000
		合計	420,000

工事経歴書に記載する工事	
元①	100,000
元②	50,000
下①	60,000
下②	40,000
下③	30,000
元③	25,000

元請工事の70%(この場合140,000千円)以上になるまで記載します。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合294,000千円)以上になるまで記載しま

上記事例1における工事経歴書合計欄抜粋

小計	6 件	305,000 千円	0 千円	うち元請工事	175,000 千円	0 千円
合計	22 件	420,000 千円	0 千円	うち元請工事	220,000 千円	0 千円

元請の70%	全体の70%
140,000	294,000

事例2 元請工事で軽微な工事が10件に達した場合

業種: 管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元① 軽1	2,950	下①	8,000
元② 軽2	2,900	下②	7,000
元③ 軽3	2,850	下③	4,000
元④ 軽4	2,800	下④	3,500
元⑤ 軽5	2,750	下⑤	3,000
元⑥ 軽6	2,700	下⑥	2,000
元⑦ 軽7	2,650	下⑦	1,500
元⑧ 軽8	2,600	下⑧	1,000
元⑨ 軽9	2,550		
元⑩ 軽10	2,500		
元⑪	2,450		
元⑫	2,400		
元⑬	2,350		
元⑭	2,300		
元⑮	2,250		
小計	39,000	小計	30,000
		合計	69,000

工事経歴書に記載する工事	
元① 軽1	2,950
元② 軽2	2,900
元③ 軽3	2,850
元④ 軽4	2,800
元⑤ 軽5	2,750
元⑥ 軽6	2,700
元⑦ 軽7	2,650
元⑧ 軽8	2,600
元⑨ 軽9	2,550
元⑩ 軽10	2,500
下①	8,000
下②	7,000

元請工事の70%(この場合27,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載することとなります。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合48,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を10件記載しているため、下請の軽微でない工事のみ記載します(それ以上軽微な工事を記載する必要はありません)。

「軽1」等は、軽微な工事を工事経歴書に記載する場合の順番を表しています。

上記事例2における工事経歴書合計欄抜粋

小計	12 件	42,250 千円	0 千円	うち元請工事	27,250 千円	0 千円
合計	23 件	69,000 千円	0 千円	うち元請工事	39,000 千円	0 千円

元請の70%	全体の70%
27,300	48,300

事例3 全体で軽微な工事が10件に達した場合
業種：管工事(単位：千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元 ①	20,000	下 ①	5,500
元 ②	12,000	下 ② 軽5	4,000
元 ③	7,000	下 ③ 軽7	3,500
元 ④	6,000	下 ④	3,000
元 ⑤ 軽1	4,200	下 ⑤	2,500
元 ⑥ 軽2	3,900	下 ⑥	2,400
元 ⑦ 軽3	3,800	下 ⑦	2,300
元 ⑧ 軽4	3,700	下 ⑧	2,200
元 ⑨ 軽6	3,600	下 ⑨	2,100
元 ⑩ 軽8	3,400	下 ⑩	2,000
元 ⑪ 軽9	3,300	下 ⑪	1,950
元 ⑫ 軽10	3,200	下 ⑫	1,900
元 ⑬	3,100	下 ⑬	1,850
元 ⑭	2,900	下 ⑭	1,800
元 ⑮	2,800	下 ⑮	1,750
		下 ⑯	1,700
		下 ⑰	1,650
		下 ⑱	1,600
		下 ⑲	1,550
		下 ⑳	1,500
小計	82,900	小計	46,750
		合計	129,650

工事経歴書に記載する工事	
元 ①	20,000
元 ②	12,000
元 ③	7,000
元 ④	6,000
元 ⑤ 軽1	4,200
元 ⑥ 軽2	3,900
元 ⑦ 軽3	3,800
元 ⑧ 軽4	3,700
下 ①	5,500
下 ② 軽5	4,000
元 ⑨ 軽6	3,600
下 ③ 軽7	3,500
元 ⑩ 軽8	3,400
元 ⑪ 軽9	3,300
元 ⑫ 軽10	3,200

元請工事の70%(この場合58,030千円)以上になるまで記載します。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合90,755千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を4件記載しているため、下請の軽微でない工事を記載した上で、軽微な工事を残り6件(=10件-4件)まで記載します。

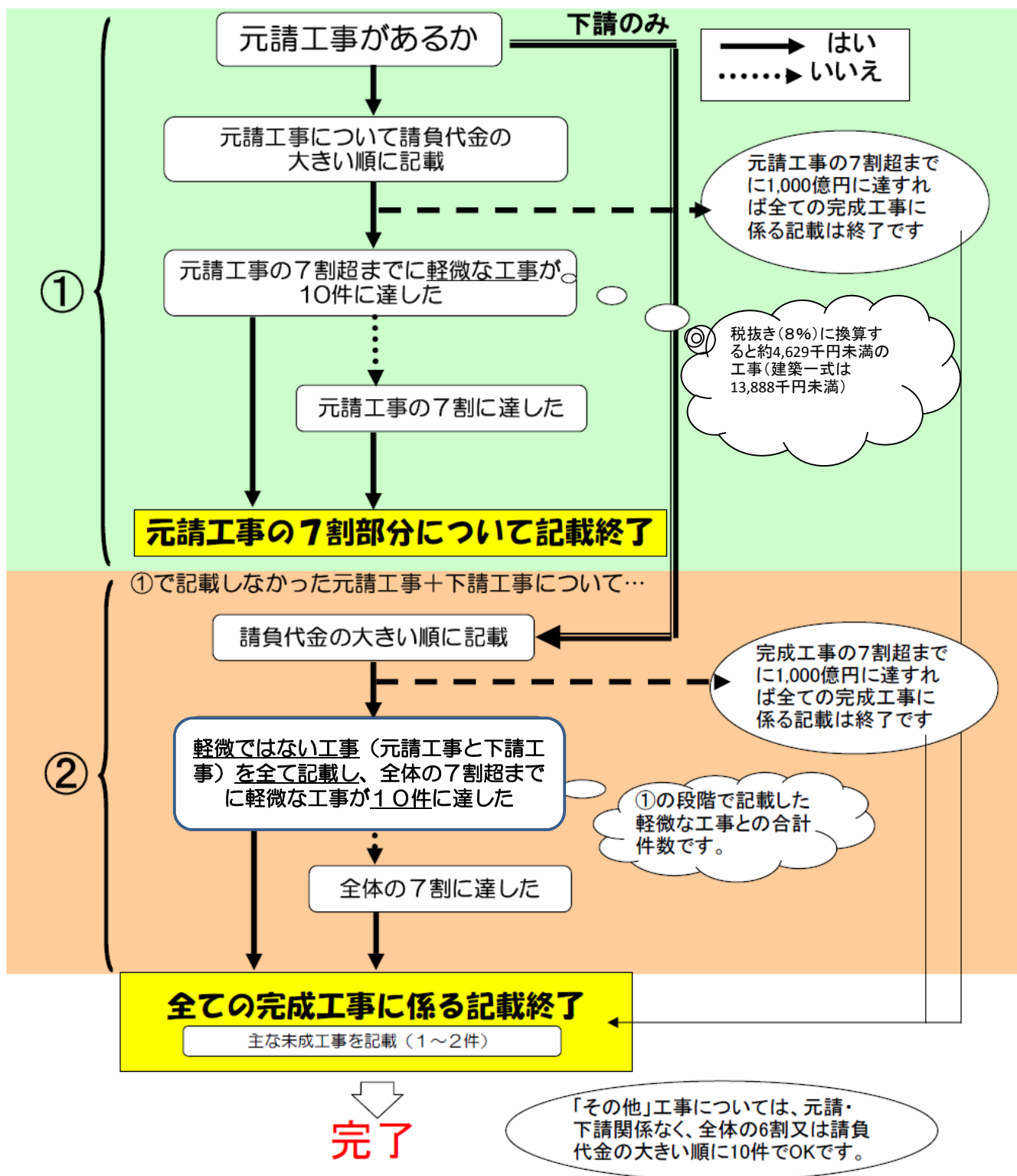
上記事例3における工事

元請の70%	58,030	全体の70%	90,755
--------	--------	--------	--------

上記事例3における工事				うち元請工事	
小計	15 件	87,100 千円	0 千円	74,100 千円	0 千円
合計	35 件	129,650 千円	0 千円	82,900 千円	0 千円

※愛知県建設業不動産課Webページよりダウンロードできる工事経歴書は1枚につき13件までしか記載できませんので、本来は上記事例3の場合は工事経歴書は2枚に分けて作成することになりますが、説明を分かりやすくするため1枚に記載されたものとして「合計欄抜粋」部分も作成してありますので注意してください。

工事経歴書記載フロー(経営事項審査申請者用)



「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」の工事経歴書を作成される方へ

平成28年6月より、解体工事が、とび・土工・コンクリート工事から分離されました。
これに伴い、請け負った解体工事を、事業年度終了届に添付する工事経歴書に記載する際は、平成28年5月以前に請け負った解体工事は、とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に記載し、平成28年6月以降に請け負った解体工事は、解体工事の工事経歴書に記載します。
いずれか一方の許可を受けていない場合は、許可を受けていない方の業種に記載するものとされている工事は、その他工事の工事経歴書に含めて記載します。

請け負った時期が… 平成28年5月以前 ← | → 平成28年6月以降

とび・ 土工	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に記載	※とび・土工工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載
解体	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書に含めて記載 ※とび・土工工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載	解体工事の工事経歴書に記載 ※解体工事業の許可を受けていない場合は、 その他工事の工事経歴書に含めて記載

様式第三号(直前3年の各事業年度における工事施工金額)についても、上記と同様の基準で、業種別に工事施工金額を記載してください。

「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の工事経歴書について

とび・土工工事業または解体工事業の経営事項審査をいずれか一方でも申請する予定の方や、とび・土工・コンクリート工事または解体工事を移行元として、完成工事高の移行を行う予定の方は、通常の要領で作成したとび・土工工事業および解体工事業の工事経歴書とは別に、“参考様式”として、「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の2種類の工事経歴書を、必要に応じて追加作成します。

・「(参考)とび・土工工事」

…平成28年5月31日以前に請け負ったものも含めて、当該事業年度の完成工事高に計上したとび・土工・コンクリート工事だけを記載した工事経歴書

・「(参考)解体工事」

…平成28年5月31日以前に請け負ったものも含めて、当該事業年度の完成工事高に計上した解体工事だけを記載した工事経歴書

(経審を申請する際の記載要領に則って作成します。また、作成が必要なものは、該当工事なしでも作成します。)

■事業年度の時期によって、作成が必要な工事経歴書の種類が異なります。

当該事業年度が平成28年5月以前に開始		→	「(参考)とび・土工工事」 「(参考)解体工事」 を両方とも作成			
当該 事業年度が 平成28年 6月以降 に開始	平成28年5月以前に請け負った解体工事※を計上している。(当該工事が通常の「とび・土工・コンクリート工事」「その他工事」の工事経歴書に含まれている)	→				
	平成28年5月以前に請け負った解体工事※を計上していない。	とび・土工工事業	許可有り	許可なし	→	「(参考)解体工事」を作成
		許可なし	許可有り	→	「(参考)とび・土工工事」を作成	
		許可有り	許可有り	→	どちらも不要	

※平成28年5月以前に請負契約を締結した解体工事で、同年6月以降～当期末に完成したものや、工事進行基準により当期の完成工事高に計上したものなどが相当します。

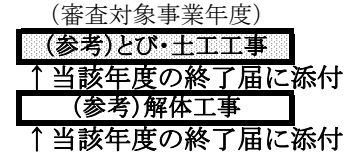
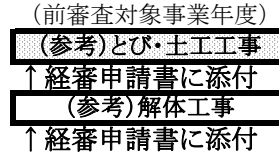
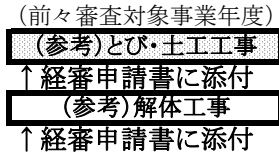
■事業年度の時期によって、作成した「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の工事経歴書を添付する書類が異なります。

- 平成28年5月以前に事業年度終了届を提出した年度については、経営事項審査申請書に添付します。
- 平成28年6月以降に事業年度終了届を提出する年度については、事業年度終了届の提出時に添付します。
(すでに提出した事業年度については、差替願による差替の扱いとなります。)

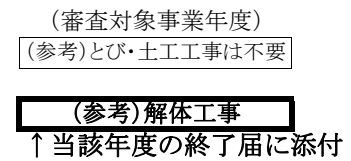
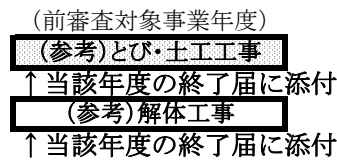
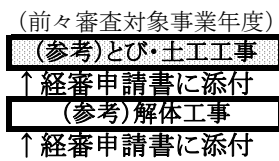
※「(参考)とび・土工工事」「(参考)解体工事」の作成・添付方法の例

(下図はすべて3年平均の場合の例です。2年平均の場合は、前々審査対象事業年度の分は作成不要です。)

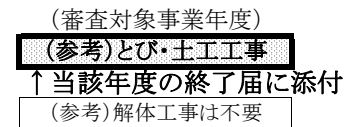
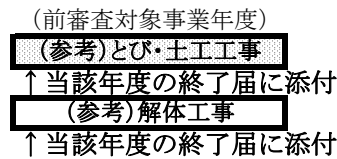
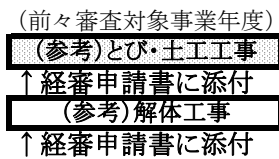
- (例1) ・とび・土工工事の許可を有し(解体工事は許可なし)、とび・土工工事の経審を申請。
 ・前々審査対象事業年度以前の終了届は平成28年5月以前に提出。
 ・審査対象事業年度の始期が平成28年5月31日以前であり、終了届を平成28年6月以降に提出。



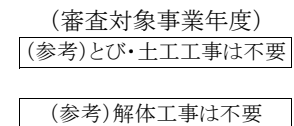
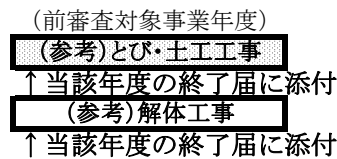
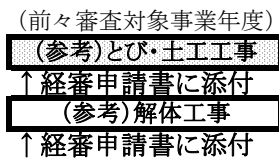
- (例2) ・とび・土工工事の許可を有し(解体工事は許可なし)、とび・土工工事の経審を申請。
 ・前々審査対象事業年度の終了届は平成28年5月以前に、
 前々審査対象事業年度以後の終了届は平成28年6月以後に提出。
 ・審査対象事業年度が平成28年6月以後に開始し、この期に平成28年5月以前に請け負った解体工事を計上していない。



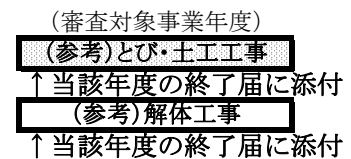
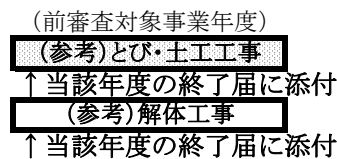
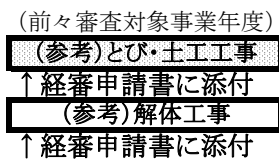
- (例3) ・解体工事業の許可を有し(とび・土工工事は許可なし)、解体工事業の経審を申請。
 ・前々審査対象事業年度の終了届は平成28年5月以前に、
 前々審査対象事業年度以後の終了届は平成28年6月以後に提出。
 ・審査対象事業年度が平成28年6月以後に開始し、この期に平成28年5月以前に請け負った解体工事を計上していない。



- (例4) ・審査対象年度の終了届提出時点でとび・土工工事業および解体工事業の許可を有し、
 とび・土工工事業および解体工事業の両方の経審を申請。
 ・前々審査対象事業年度の終了届は平成28年6月以前に、
 前々審査対象事業年度以後の終了届は平成28年6月以後に提出。
 ・審査対象事業年度が平成28年6月以後に開始し、この期に平成28年5月以前に請け負った解体工事を計上していない。



- (例5) ・とび・土工工事業および解体工事業のいずれか一方、または両方の経審を申請。
 ・前々審査対象事業年度の終了届は平成28年6月以前に、
 前々審査対象事業年度以後の終了届は平成28年6月以後に提出。
 ・審査対象事業年度が平成28年6月以後に開始し、この期に平成28年5月以前に請け負った解体工事を計上している。



※上記の例にあてはまらない場合もありますので、詳しくは建設業不動産課へお問い合わせください。

工事施工金額(事業年度終了届出時)

様式第三号 (第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

該当するものに丸を付します。
決算書の会計処理にあわせてます。

千円単位をもって表示します。

許可を受けている建設工事の種類を書きます。

届出する事業年度の期間のみ書きます。個人事業の期間は、1月1日から12月31日までです。(期は記入しません。)

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。その中で施主が官公庁の場合は公共に、それ以外のものは民間として書きます。

下請とは、他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものをいいます。これはすべて下請として書きます。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	工事	工事		
第19期 平成28年2月1日から 平成29年1月31日まで	元	公共	59,000				59,000	
	請	民間	57,500	35,000		2,500	95,000	
		下請		945,630		12,500	958,130	
		計	116,500	980,630		15,000	1,112,130	
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						

許可を受けていない建設工事の施工高を計上します。(製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。)この欄に施工高が計上された時は、工事経歴書(様式第二号及び二号の二)を「その他」として作成します。

工事の施工金額の合計を千円単位で計上します。なお、この額は添付してある損益計算書の完成工事高と一致します。個人の場合も同様です。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

1 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載します。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができます。

2 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載します。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載します。

3 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載します。

4 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができます。

上記1及び3は、負債の部の記載でも同様です。

上記4は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の記載でも同様です。

式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

決算日を書きます。

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。（兼業事業売上高に係る売掛金は含みません。）

法

(用紙A4)

貸借対照表

平成 29 年 1 月 31 日現在

(会社名) (株) 愛知工務店

端数の処理を統一して、千円単位で表示します。

資 産 の 部

単位・千円

I 流動資産

1 現金預金		38,345
2 受取手形		2,800
3 完成工事未収入金		13,883
4 有価証券 売掛金		7,544
5 未成工事支出金		795
6 材料貯蔵品		1,574
7 短期貸付金		6,279
8 前払費用		1,000
9 繰延税金資産		
10 その他		780
貸倒引当金	△	
流動資産合計		73,002 (1)

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

II 固定資産

[1] 有形固定資産

1 建物・構築物		2,103	
減価償却累計額	△	1,186	917
2 機械・運搬具		33,463	
減価償却累計額	△	20,801	12,661
3 工具器具・備品		1,996	
減価償却累計額	△	1,065	931
4 土地			15,187
5 リース資産			
減価償却累計額	△		
6 建設仮勘定			
7 その他		3,445	
減価償却累計額	△	2,380	1,065
[有形固定資産合計]		30,763 (2)	

取得価格を書きます。

残存価格を書きます。

[2] 無形固定資産

1 特許権			
2 借地権			
3 のれん			
4 リース資産			
5 その他			
[無形固定資産合計]			(3)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

1

[3] 投資その他の資産

1 投資有価証券			(法)
2 関係会社株式・関係会社出資金			
3 長期貸付金		341	
4 破産債権更生債権等			
5 長期前払費用			
6 繰延税金資産			
7 その他		137	
貸倒引当金		△	
投資その他の資産合計		478	(4)

固定資産合計

31,241 (5)=(2)+(3)+(4)

II 繰延資産

1 創立費		
2 開業費		
3 株式交付費		
4 社債発行費		
5 開発費		

繰延資産合計

(6)

資産合計

104,244 (7)=(1)+(5)+(6)

負債の部

I 流動負債

1 支払手形		108
2 工事未払金		23,396
3 短期借入金		6,941
4 リース債務		
5 未払金		5,400
6 未払費用		4,611
7 未払法人税等		3,680
8 繰延税金負債		
9 未成工事受入金		2,850
10 預り金		
11 前受収益		
12 引当金		
13 その他		2,099

流動負債合計

49,087 (8)

II 固定負債

1 社債		
2 長期借入金		6,384
3 リース債務		
4 繰延税金負債		
5 引当金		
6 負ののれん		
7 その他		623

固定負債合計

7,008 (9)

負債合計

56,095 (10)=(8)+(9)

金額は、償却額を控除した残額を計上します。

兼業事業売上原価に係るものは別途「買掛金」に計上します。

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません(当座借入はこへ計上します)。

賞与引当金、製品保証引当金等はこへ計上します。

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振替えなければなりませんので注意してください。

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

工事に係る未払金のみ計上。

税抜き方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含めます。

当期に課税された法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

2

純 資 産 の 部

法

株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上します。

I 株主資本

[1] 資本金	20,000	①
[2] 新株式申込証拠金		●
[3] 資本剰余金		
1 資本準備金		②
2 その他資本剰余金		③
資本剰余金合計		④=②+③
[4] 利益剰余金		
1 利益準備金	2,337	⑤
2 その他利益剰余金		
準備金		▲
任意積立金	22,705	☆
繰越利益剰余金	3,106	⑥
利益剰余金合計	28,148	⑦=⑤+▲+☆+⑥
[5] 自己株式	△	⑧
[6] 自己株式申込証拠金		□
株主資本合計	48,148	⑨=①+●+④+⑦+⑧+□

損失又は欠損の場合は、△表示で計上します。

旧商法ベースの決算書の「次期繰越利益(損失)」にあたります。

II 評価・換算差額等

[1] その他有価証券評価差額金		⑩
[2] 繰延ヘッジ損益		⑪
[3] 土地再評価差額金		⑫
評価・換算差額等合計		⑬=⑩+⑪+⑫

III 新株予約権

純資産合計	48,148	⑮=⑨+⑬+⑭
負債純資産合計	104,244	(11)=(10)+⑮

上記「純資産の部」の①～⑮と、様式17号の「株主資本変動計算書」の①～⑮とが一致します。

一般建設業の財産要件として、許可申請の直前の決算で確認する場合は、
⑮ ≥ 500万円 であれば要件を満たします。

特定建設業の財産要件としては、全ての許可申請の直前の決算において、
A～D全ての事項に該当していなければなりません。

- A (1) 流動資産 ÷ (8) 流動負債 ≥ 75%
- B ① 資本金 ≥ 2000万円
- C ⑥が「欠損の額」の基準となり、
⑥が負の値の場合、
 $-(⑦+④) ÷ ① × 100 ≤ 20$
- D ⑮ ≥ 4000万円

3

※確認資料の持参が必要となる場合があります。「申請手続編」の「2 許可申請書、添付書類及び確認資料」(2)確認資料をご確認ください。

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

様式第十六号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

法

損益計算書

(用紙A4)

自平成28年2月1日
至平成29年1月31日

(会社名) (株) 愛知工務店

単位・千円

建設業以外の売上高を計上します。保守点検や維持管理業務(例樹木の剪定)など、役務の提供にあたる業務の売上高はここへ計上します。

I 売上高

1 完成工事高 1,112,130 (12)
2 兼業事業売上高 8,620 (13)

1,120,750
(14)=(12)+(13)

II 売上原価

1 完成工事原価 1,077,352 (15)
2 兼業事業売上原価 6,742 (16)

1,084,094
(17)=(15)+(16)

売上総利益(売上総損失)

1 完成工事総利益(完成工事総損失) 34,778 (18)
2 兼業事業総利益(兼業事業総損失) 1,877 (19)

36,656
(20)=(18)+(19)
=(14)-(17)

役員賞与引当金繰入額はここに計上します。

III 販売費及び一般管理費

1 役員報酬 11,300
2 従業員給料手当 2,382
3 退職金 163
4 法定福利費 1,133
5 福利厚生費 591
6 修繕維持費
7 事務用品費 1,166
8 通信交通費 948
9 動力用水光熱費 236
10 調査研究費 1,790
11 広告宣伝費 62
12 貸倒引当金繰入額 308
13 貸倒損失
14 交際費 1,368
15 寄付金
16 地代家賃 1,533
17 減価償却費 1,187
18 開発費償却
19 租税公課 912
20 保険料 802
21 雑費 1,898

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。賞与引当金繰入額はここに計上します。

退職年金掛金はここに計上します。

損失の場合は△表示で計上します。

営業利益(営業損失)

27,784 (21)
8,871
(22)=(20)-(21)

社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用を計上します。なお、「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記します。使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載してください。

4

IV 営業外収益

1	受取利息及び配当金	1,600	
2	その他	720	2,320 (23)

V 営業外費用

1	支払利息	1,669	
2	貸倒引当金繰入額		
3	貸倒損失		
4	その他		1,669 (24)

経常利益（経常損失）

9,523

(25) = (22) + (23) - (24)

VI 特別利益

1	前期損益修正益	1,523	
2	その他		1,523 (26)

VII 特別損失

1	前期損益修正損		
2	その他	692	692 (27)

税引前当期純利益（税引前当期純損失）

10,354

法人税、住民税及び事業税

3,680

(28) = (25) + (26) - (27)

法人税等調整額

3,680

(29)

当期純利益（当期純損失）

6,673

(30) = (28) - (29)

= ⑩

株主資本等変動計算書(18ページ)の、「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致します。

当期に課税された法人税、住民税及び事業税を計上します。

完成工事原価報告書

単位・千円

I	材料費	253,174
II	労務費（※直接雇用の労務費）	36,463
	（うち労務外注費	
III	外注費	658,167
IV	経費（※従業員給与を含む）	129,548
	（うち人件費	15,346
	完成工事原価	1,077,352 (31) = (15)

①「材料費」とは、工事のために直接購入した材料費等をいいます。

②「労務費」とは、工事に従事した直接雇用の作業員（監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員及び臨時社員等）の給料等をいいます。
また、「外注費」のうち土工や仮設工事等で契約内容の大部分が「労務費」であるものは労務外注費として内書表示することができます。

③「外注費」とは、下請工事契約額をいいます。（労務費に含めたものは除く）

5

④「経費」とは、完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用をいいます。

なお、「経費」のうち「人件費」とは、工事監督員及び現場事務所の事務職員等の給料等、退職金（繰入額も含む。）、法定福利費及び福利厚生費等をいいます。

参考：「販売費及び一般管理費」のうち「従業員給料手当」等の人件費科目には、本支店等の管理部門、営業部門及び兼業部門等にて発生した人件費を計上します。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 28 年 2 月 1 日
至 平成 29 年 1 月 31 日

(会社名) (株) 愛知工務店

単位・千円

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計			
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金								利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	20,000			0	1,437	21,599	7,439	30,475	△	50,475						50,475
当 期 変 動 額	新株の発行															
	剰余金の配当				900		△ 9,900	△ 9,000		△ 9,000						△ 9,000
	当期純利益						6,673	6,673		6,673						6,673
	自己株式の処分															
	任意積立金の積立					1,106	△ 1,106	0		0						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計					900	1,106	△ 4,333	△ 2,327		△ 2,327						△ 2,327
当期末残高	20,000			0	2,337	22,705	3,106	28,148	△	48,148						48,148
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	

積立金の積立等については、こちらに当該科目を記載し、該当変動額を計上してください。

(損益計算書(17ページ)の「当期純利益」⑮と一致)

当期に変動した額の合計(「新株の発行」~「株主資本以外の項目の当期変動額(純額)」の合計)額が入ります。

6

「前期末残高」+「当期変動額合計」

記載を要する項目については、21ページ参照。

注 記 表	
自	平成 28 年 2 月 1 日
至	平成 29 年 1 月 31 日

(会社名) (株) 愛知工務店

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法 **最終仕入原価法による原価法に基づく低価法**
- (2) 固定資産の減価償却の方法 **建物は定額法、建物以外は定率法**
- (3) 引当金の計上基準 **売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。**
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の認識基準は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準。その他の工事契約については工事完成基準。
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式**・税込方式・免税事業者につき税込
- (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし

すべての法人が記載を要します。該当のない項目については、

「該当なし」と記入してください。

(4)については、会計処理上の計上基準を必ず記載してください。

3 会計方針の変更 **該当なし**

4 表示方法の変更 **該当なし**

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正 **該当なし**

同上

7 貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 0 千円
裏書手形譲渡高 0 千円

経営事項審査を受審される方は、記載が必要です。

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分

- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。） 該当なし 千円

経営事項審査を受審される方は記載が必要です。会計監査人を設置している会社以外の場合は、「該当なし」と記載してください。

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式 1000株**
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
- (3) 剰余金の配当 ~~平成28年3月25日の定時株主総会による決議、配当金の総額 9,000千円、一株当たりの配当額 9千円、基準日 平成28年1月31日、効力発生日 同年5月31日~~
平成29年3月25日の定時株主総会による決議、配当金の総額 9,000千円、一株当たりの配当額 9千円、基準日 平成29年1月31日、効力発生日 同年5月31日
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

すべての株式会社が
(特例有限会社を含む)
記載を要します。

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

事業年度中に行った剰余金の配当(事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のもを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載します。

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他 **該当なし**

すべての法人が
記載を要します。

注記表について（建設業法施行規則 別記様式第十七号の二 記載要領抜粋）

◇ 記載を要する注記は、以下のとおりとなります。（記載要領1より）

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる ような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

◇ 上記記載事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載してください。

（記載要領4より）

個人の決算日は毎年12月31日です

貸借対照表

平成 28 年 12 月 31 日現在

(商号又は名称)

愛知建設

千円単位をもって表示します。

資産の部

単位・千円

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。(売掛金は含みません。)

I 流動資産

1 現金預金	17,034
2 受取手形	330
3 完成工事未収入金	2,900
4 有価証券	
5 未成工事支出金	
6 材料貯蔵品	4,590
7 その他	100
貸倒引当金(※債権償却特別勘定を含む)	△ 100

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

流動資産合計

24,856 (1)

現存価格(減価償却後の額)を計上します。

II 固定資産

1 建物・構築物	3,253
2 機械・運搬具	1,699
3 工具器具・備品	2,833
4 土地	8,836
5 建設仮勘定	
6 破産更生債権等	
7 その他	

千円単位で表示したものを合計したものではありませんので注意してください。

固定資産合計

16,624 (2)

資産合計

41,480

(3)=(1)+(2)

買掛金は含みません。

負債の部

I 流動負債

1 支払手形	898
2 工事未払金	4,736
3 短期借入金	6,000
4 未払金	
5 未成工事受入金	612
6 預り金	30
7 引当金	
8 その他	

決算期後1年以内に返済することとなる額を計上します。1年以内に完済するか否かを問いません。

賞与引当金、製品保証引当金等はここへ計上します。

流動負債合計

12,278 (4)

1

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済の定めがあるものについては、決算後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替えなければなりませんので注意してください。

退職給付引当金のこへ計上します。

前期の純資産合計(もしくは資本合計)を計上します。

資産の譲渡益等を計上します。

資産の譲渡損及び生活費等を計上します。

消費税に相当する額の会計処理の方法について該当のものに○をつけます。ただし、消費税免税事業者の場合は「免税事業者につき税込み」に○をつけてください。

		(個)	
Ⅱ 固定負債			
1	長期借入金	13,660	
2	その他	456	
	固定負債合計	14,116	(5)
	負債合計	26,394	(6)
純資産の部			
⇒ I	期首資本金	16,326	
II	事業主借勘定 (※価格変動基準金を含む)	430	
III	事業主貸勘定	△ 2,735	(7) = (23)
IV	事業主利益	1,064	
	純資産合計	15,085	(8)
	負債純資産合計	41,480	(9) = (6) + (8) = (3)

損失又は欠損の場合は△表示で計上します。

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式・税込方式・免税事業者につき税込

様式第十九号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

損益計算書

個

自平成 28年 1月 1日
至平成 28年 12月 31日

(商号又は名称)

愛知建設

単位・千円

I 売上高

1 完成工事高	41,834	(10)	
2 兼業事業売上高	21,966	(11)	63,800 (12)=(10)+(11)

II 売上原価

1 完成工事原価			
材料費	32,756		
労務費 (※直接雇用の労務費)	2,371		
(うち労務外注費 _____)			
外注費	1,200		
経費 (※従業員給与を含む)	131	36,458	(13)
2 兼業事業売上原価	18,470	(14)	54,929 (15)=(13)+(14)

売上総利益 (売上総損失)

1 完成工事総利益 (完成工事総損失)	5,375	(16)	
2 兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	3,496	(17)	8,871 (18)=(16)+(17)

III 販売費及び一般管理費

1 従業員給料手当	1,960		
2 退職金	865		
3 法定福利費			
4 福利厚生費	147		
5 修繕維持費	480		
6 事務用品費	176		
7 通信交通費	43		
8 動力用水光熱費	139		
9 広告宣伝費	90		
10 交際費	106		
11 寄付金	20		
12 地代家賃	38		
13 減価償却費	1,227		
14 租税公課	146		
15 保険料	608		
16 雑費	813		
		6,861	(19)
		2,010	(20)=(18)-(19)

IV 営業外収益

1 受取利息及び配当金			
2 その他	485		485 (21)

V 営業外費用

1 支払利息	230		
2 その他	1,200		1,430 (22)
		1,064	(23)=(20)+(21)-(22) =(7)

事業主利益 (事業主損失)

様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

建設業以外の売上高を計上します。

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。

工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等を計上します。完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

退職給付引当金繰入額はここに計上します。

貸倒引当金、債権償却特別勘定の繰入はここに計上します。

各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上します。

完成工事高の総額の10分の1を超える場合に書くこと。

注 工事進行基準による完成工事高:

損失の場合は△表示で計上します。

3

よくある質問と回答（事業年度終了届出書編）

回答内容は愛知県知事許可における、一般的な事例についてのものであるため、申請者の個別事情や他の項目との関連で違ってることがあります。また、他の都道府県と取扱いが異なることもありますので、ご注意ください。

Q1 事業年度終了届出書とはなんですか？

A1 許可を受けた後、決算期ごとに財務内容や工事経歴に変更が生じますので、その内容を「事業年度終了届出書」として、**毎事業年度(決算期)経過後4か月以内に提出しなければなりません。複数年分をまとめて提出することのないように、提出期限を守ってください。**

また、建設業許可の更新申請の際には、**前回申請から更新申請までの間の事業年度終了届出書が提出されていることを確認するため、事業年度終了届出書の副本を全て(5年ごとの更新のため、5期分)提示していただいています。**事業年度終了届出書の提出にあたっては、次のことに注意してください。

事業年度終了届出書には納税証明書(原本、納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書)を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書を添付してください。知事許可の場合は**県税事務所発行の事業税の納税証明書**、大臣許可の場合は**税務署発行の法人税の納税証明書(その1)**です。

「事業報告書」は、株式会社の場合のみ、添付する必要があります。

「附属明細書」(様式第17号の3)は、資本金の額が1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は作成し、添付してください。

Q2 株式会社(特例有限会社をのぞく)が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式はどのようなものでしょうか？

A2 事業年度終了届に添付する「事業報告書」は、会社法に定められた株式会社が「計算書等」として作成を義務づけられているものです。また、取締役が定時株主総会において提出してその内容を報告しなければならないとされている書類です。報告に用いた既に作成されている「事業報告書」をコピーして添付してください。報告の内容は、会社法施行規則に定められ、公開会社や会計監査人設置会社などの会社の体制や社外取締役が設けられている場合にはそれぞれ記載すべき事項が定められておりますが、非公開会社の場合は、当該株式会社の状況に関する重要な事項のみを記載することとされています。詳しくは、「計算書等」を作成された会計士等にお尋ね下さい。

Q3 工事経歴書(様式第2号)の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいのでしょうか？

A3 小計欄については、そのページに実際に記載した完成工事の件数とその合計金額を記載してください。合計欄については、業種ごとの事業年度全体の完成工事の件数とその合計金額を記載してください。なお、この合計欄の請負代金の額は、様式第3号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の業種ごとの計と一致します。また、各工事の請負代金を千円未満を切捨て記載した場合、合計金額の欄には円単位で各工事の請負代金を合計した額を千円未満切捨て記載しますので、記載されている千円単位の各工事の請負代金を足した数字と、合計金額が合わないことがあります。例えば、105,500円と120,900円の工事は、請負代金の欄に105千円と120千円と記載しますが、小計欄は226千円と記載します(225千円ではありません)。

Q4 決算期が平成29年3月31日で、新規許可申請書を平成29年5月1日に提出しました。新規許可申請書には平成28年3月31日決算の財務諸表を記載しましたが、平成29年3月31日決算について事業年度終了届の提出は必要ですか？

A4 平成29年3月31日時点では許可を有していなくても、事業年度終了届は、新規許可申請以降の変更について提出する必要がありますので、平成29年3月31日決算の事業年度終了届の提出が必要です。